

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和 7 年度）

法 人 名	消防団員等公務災害補償等共済基金	根拠法令名	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	(平成 9 年 4 月 1 日民間法人化)		
1. 法人の概要	業 務 の 概 要					
	市町村の消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給の的確な実施に資するため、消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行い、あわせて消防団員等福祉事業等を行うことにより、消防団員等の消防活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与することを目的とし、次のような業務を実施している。 ① 市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結し、市町村に対して消防団員等の公務災害による損害補償に要する経費を支払い、また、市町村に代わって、被災団員及びその遺族の福祉に関して必要な事業を実施する。 ② 市町村との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結し、市町村に対して消防団員退職報償金の支給に要する経費の支払を行う。 ③ 市町村の消防団員等の公務災害を防止するために必要な事業及び消防団員等が自家用車等を災害活動に使用したことにより損害を受けた場合の見舞金の支給を行う。					
	役・職員数	理事長等	理 事	監 事	職 員	
	常 勤	0 人	1 人	1 人	24 人	
	非常勤	1 人	5 人	0 人	0 人	
	2. 事業 (1)運営費、補助金等		令和 7 年度 (A)	令和 6 年度 (B)	令和 6 年度比又は令和 6 年度差 (A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況（取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由）
総収入額		185 億円	187 億円	△2億円	①—補助事業の段階的廃止	
補助金等収入額（①）		0 億円	0 億円			
事業による自己収入額（②）		0 億円	0 億円		②—自主事業による自己収入の拡大等	
①／②×100（％）		％	％			
経常的運営費用（③）		4.5 億円	4.5 億円	0億円	③—その他	
①／③×100（％）		％	％			
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		(有・無) 無			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		(事務・事業名) (理由)			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由		(理由)			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）		(有・無) - (内容)			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）		(有・無) - (内容)			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容		(内容)			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）		(有・無) - (内容)			
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無		無		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	-
	名称（法令等に基づく検定等には※）	※	対価の額		算 定 根 拠（法令等に基づく検定等については決定方法を付記）	
			円 円 円 円 円		(決定者) (決定方法)	
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無		-		収支状況のインターネットでの公表の有無	-
	対価を伴う自主事業の有無		-		法人における純利益額	円
	法令等に基づく検査等の基準の内容					規定方法
(5)検査等の事務・事業	-					
(6)外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注		無		法人の外注金額	円
	外注しなければならない理由					
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容		(有・無) - (内容)			
(7)事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容（なければその理由）		(有・無) 有 (内容) ・事業計画の評議員会の審議（定款第14条の3） ・理事会の議決（定款第11条） ・総務大臣の認可（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第31条）			
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容（なければその理由）		(有・無) 有 (内容) ○役員 ・消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第21条～第23条 ・定款第 8 条の 2（役員解任） 一 法（法に基づく命令又は処分を含む。）、定款又は業務方法書に違反する行為をしたとき。 二 この基金の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。 三 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 ○職員 ・就業規則第 5 条（禁止行為） 一 基金の名誉をき損し又は利益を害すること。 二 基金及び相手方の業務上の機密を漏らすこと。 三 理事長の許可を得ないで他の業務につくこと。 四 職務上必要がある場合のほか、みだりに基金の名称又は自己の職名を使用すること。 五 業務に関し、謝礼その他の贈与を受けること。 六 基金の秩序又は職場規律をみだすこと。 ○役職員 ・消防団員等公務災害補償等共済基金役職員倫理規程			

3. 機関 (1)役員（除 監査役員）	役員選任規程の有無		有		左の規程がない場合、その理由									
	役員の定数		7 人		上限と下限の幅がある場合はその幅		7 人以内							
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		定款の定めに従って公正かつ自主的な方法により役員の選任を行っている。											
	役員の任期		2 年		2 年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) (理由)							
	在任年齢に関する規定の有無		有		規定の内容		・消防団員等公務災害補償等共済基金役員及び評議員の在任年齢等に関する規程 在任年齢 常勤役員65歳まで、非常勤役員70歳まで							
	役職名		氏 名		当初就任年月日		前 職		前 ャ 職		常勤・非常勤			
	理事長 常務理事 理事		棚野 孝夫 中村 賢 夏野 修		令和7年9月29日 令和7年7月1日 令和5年7月7日		(現職) 北海道白糠長、全国町村会長 地域創造事務局長 (現職) 富山県砺波市長、全国市長会相談役 (現職) 滋賀県豊郷町長、全国町村会行政委員会委員		地方税共同機構審議役		非常非			
	理事		伊藤 定勉		令和2年7月17日						非			
	理事 理事		秋本 敏文 市川 博三		平成16年2月19日 令和7年9月29日		市町村職員中央研修所学長 (現職) 東京消防庁消防総監、全国消防長会会長		全国市長会事務総長 東京消防庁次長		非非			
	理事		藤田 英雄		令和2年11月20日		自治医科大学医学部総合医学第1講座主任教授		東京大学大学院医学系研究科健康空間情報学講座特任准教授		非			
	特定企業関係者、所管官庁出身者が 1 / 3 超の場合、その比率及び理由					同一業界関係者又は事務・事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が 1 / 2 超の場合、その比率と理由								
	(比率) (理由)					%		(比率) (理由)					%	
	役員報酬の支給基準の有無		有		一般への閲覧提供の有無		有		インターネットによる公表の有無		有			
	役員報酬の支給基準の内容					役員の退職金の決定方法								
	役員給与規程 (俸給) 第4条 役員の俸給は、次のとおりとする。 常務理事 月額 852,000円					役員退職手当支給規程 (退職手当の額) 第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の20の割合を乗じて得た金額とする。								
	役員会規程の有無		役員会の成立要件					役員会における議決要件						
	有		定款第13条第1項 役員（監事を除く。）の半数以上の出席で成立。					定款第13条第2項 出席役員（監事を除く。）の過半数で決する。 可否同数のときは、理事長の決するところによる。						
(2)監査役員	監査役員選任規程の有無		有		選任規程がない場合、その理由									
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		定款の定めに従って公正かつ自主的な方法により役員の選任を行っている。											
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由				監査役員が理事を兼ねている場合、その理由									
	基金の業務内容を把握して実効性のある監査を行うためには、消防行政等に精通した人材を登用する必要があるため。													
	監査役員の任期		2 年		2 年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) (理由)							
	在任年齢に関する規定の有無		有		規定の内容		・消防団員等公務災害補償等共済基金役員及び評議員の在任年齢等に関する規程 在任年齢 常勤役員65歳まで							
	役職名		氏 名		当初就任年月日		前 職		前 ャ 職		常勤・非常勤			
	監事		原 武		令和7年4月1日		総務省自治行政局選挙部政治資金課收支公開室長		総務省自治行政局公務員部公務員課定員給与調査官		常			
	監査役員報酬の支給基準の有無		有		一般への閲覧提供の有無		有		インターネットによる公表の有無		有			
	監査役員報酬の支給基準の内容					監査役員の退職金の決定方法								
役員給与規程 (俸給) 第4条 役員の俸給は、次のとおりとする。 監事 月額 794,000円					役員退職手当支給規程 (退職手当の額) 第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の20の割合を乗じて得た金額とする。									

(3) 社团的性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容			総会等における議決要件の有無と内容			
	(有・無) - (内容)			(有・無) - (内容)			
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）						
	(有・無) - (内容)						
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況			評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容			
	評議員会において、事業計画及び決算等について審議している。			(有・無) 有 (内容) 定款第14条の2 3 評議員は、この基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。			
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	無		役員を兼ねている場合、その構成比率（兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100）		%	
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由						
	評議員選任規程の有無	有		左の規程がない場合、その理由			
	評議員定数	10人		上限と下限の幅がある場合はその幅		10人以内	
	評議員任期	2年		2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 年 (理由)	
	在任年齢に関する規定の有無	有		規定の内容		・消防団員等公務災害補償等共済基金役員及び評議員の在任年齢等に関する規程 在任年齢 70歳まで	
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由						
	(比率) % (理由)						
	評議員会規程の有無	評議員会の成立要件			評議員会における議決要件		
	有	定款第14条の5 評議員の半数以上の出席で成立。			定款第14条の5 出席評議員の過半数で決する。 可否同数のときは、議長が決するところによる。		
	4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用 (3) 長期借入金 (4) 引当金・特別法上の引当金 (5) 公認会計士監査	企業会計原則の適用の有無		有		その他法人の特性に応じ適用している一般のかつ特殊法人等会計処理基準 標準的な会計基準名	
余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法		(余裕金の額) なし (運用方法)					
長期借入金の有無		無		長期借入金の返済計画の有無			
長期借入金の確実な返済計画の内容							
引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)					
		173,648,700円		(有無) 有 (理由)			
収支決算額		322億円		収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無		無	
公認会計士監査を実施していない場合、その理由		当基金の業務は、公務災害補償の審査、支払及び退職報償金の支給の審査、支払等その内容が限定されていること、また、収入の大部分は地方公共団体からの掛金であり、支出の大部分は地方公共団体への給付費（補償費、退職報償金、福祉事業給付費等）であるなど会計の裁量範囲が狭いこと、現在、公認会計士に会計に関する相談、指導を受けていること等会計の透明性は確保されているため。					
5. 株式の保有等 (1) 基金抛出現又は出資 (2) 事業報告書への記載状況	公益法人、株式会社等への基金抛出現の有無		無		公益法人、株式会社等への出資の有無		無
	法定の資金供給業務として行う場合の基金抛出現等の有無		-		財産の管理運用として行う場合の基金抛出現等の有無		-
	事業報告書への記載内容（未記載の場合その理由）	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの			法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの		
	名称						
	所在地						
	資本金						
	事業内容						
	役員の状況						
	従業員数						
	持ち株比率						
	法人との関係						
	6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表			法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
		定款		有	有	有	
役員名簿		有	有	有			
組合員等名簿		無	無	無	組合員等がないため。		
事業報告書・附属説明書類		有	有	有			
損益計算書又は収支計算書		有	有	有			
貸借対照表		有	有	有			
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	有	有			
監事の意見書		有	有	有			
事業計画書		有	有	有			
収支予算書		有	有	有			

(2)所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無		無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由			
	定款	有			有				
	役員名簿	有			有				
	組合員等名簿	無		組合員等がないため。	無	組合員等がないため。			
	事業報告書・附属説明書類	有			有				
	損益計算書又は収支計算書	有			有				
	貸借対照表	有			有				
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有			有				
	監事の意見書	有			有				
	事業計画書	有			有				
	収支予算書	有			有				
		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無		公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）			
	名称	有			有				
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	有			有				
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有			有				
	設立年月日	有			有				
代表者の職名及び氏名	有			有					
主な目的及び事業	有			有					
(3)所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料				有				
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令				-				
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合				-				
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無				有				
	公表している主な項目				公表していない場合、その理由				
	氏名、役職、任期、経歴								
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無				無				
	公表している主な項目				公表していない場合、その理由				
	該当なし								
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等 (1)指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその主な内容		・役員報酬の支給基準の公表 ・監査役員報酬の支給基準の公表 ・定款の公表 ・監事の意見書の公表 ・事業計画書の公表				
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有							
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	無	指導監督の実績及びその内容						
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	無							
(2)所管法人の事務・事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無		有	無い場合、その理由					
	当該見直し結果の公表の有無		有	無い場合、その理由					
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		無	無い場合、その理由					
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性				法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無		所要の措置の結果の公表の有無	
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）							
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性							
		法令の規定に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性							
		その他							
	指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等）								
	・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和7年度末において基準未適合となっているが令和8年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和7年度の状況に対して令和8年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。 ○外部からの監査の登用 基金の業務内容を把握して実効性のある監査を行うためには、以下のとおり、消防行政等に精通した人材を登用する必要があるため。 ① 基金は、市町村の消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給の的確な実施に資するため消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行い、あわせて消防団員等福祉事業等を行うことにより、消防団員等及び住民等による消防の活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与することを目的としている。 ② 基金は、この目的を達成するため、市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結し、市町村に対して消防団員等の公務災害による損害補償に要する経費を支払い、また、市町村に代わって、被災団員及びその遺族の福祉に関して必要な事業を実施している。また、市町村との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結し、市町村に対して消防団員退職報償金の支給に要する経費を支払っている。更に、市町村の消防団員等の公務災害を防止するために必要な事業及び消防団員等が自家用車等を災害活動に使用したことにより損害を受けた場合の見舞金の支給を行っている。 ③ このような基金の業務について実効性のある監査を行うためには、基金の監査役員は、消防行政及び地方自治行政に精通していることが必要である。また、公務災害補償の審査及び退職報償金の支給の審査等の業務を適正に実施するため、基金の役員には、具体的な利害関係がからまない公正・中立的な立場で職務を行うことができる者を充てる必要がある。 ○公認会計士による監査の実施 基金の業務は、公務災害補償の審査、支払及び退職報償金の支給の審査、支払等その内容が限定されていること、また、収入の大部分は地方公共団体からの掛金であり、支出の大部分は地方公共団体への給付費（補償費、退職報償金、福祉事業給付費等）であるなど会計の裁量範囲が狭いこと、現在、公認会計士に会計に関する相談、指導を受けていること等会計の透明性は確保されているため。								